

平成26年12月5日  
国土交通省四国地方整備局

## 国道192号 災害対策基本法に基づく路線の指定について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道192号愛媛県四国中央市金田町～徳島県三好市池田町間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

積雪のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を8時40分に指定しました。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

### 記

路線名	指定する区間
国道192号	愛媛県四国中央市金田町～徳島県三好市池田町

〈問い合わせ先〉

国土交通省四国地方整備局 道路調査官 田中  
道路計画課長 藤浪

TEL 087-811-8322

# 国道192号(愛媛県四国中央市～徳島県三好市) における災害対策基本法に基づく指定の範囲

## 位置図



## 状況写真

12/5(金)8:00



12/5(金)8:00



# ● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

## 改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



## 法律の概要

### 1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動  
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動



(首都直下地震における八方向作戦の例)

### 2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策 (例:ホイールローダーによる移動)

### 3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能  
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

※資料は、内閣府記者発表資料より引用